

特別講演

“読影の補助”に関連した放射線技術学研究の必要性と今後

熊本大学大学院生命科学研究部 白石 順 二

平成22年4月30日に厚労省から「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」(医政発0430第1号)が通達され、そこで診療放射線技師の画像診断における読影の補助が推奨されて以来、診療放射線技師による画像の読影を押し進める機運が高まっています。しかし、医用画像の読影は、患者さんの生命に関わることであり、画像診断に関して専門の教育を受けていない診療放射線技師が読影をしても、その行為が果たして医師の補助に成り得るのか、また、患者さんにとって不利な結果とならないのか、という点について、慎重に検討する必要があります。

さらに、本学会では、画像診断における“読影の補助”とは、「チーム医療の一員として科学的根拠に基づいて医師をはじめ他の医療スタッフに読影にかかわる有益な情報を提供すること」と考えており、その“読影の補助”のためには、日常の診療行為の中で診療放射線技師が行っている多くの工夫や経験に科学的な根拠を与えることが必要と考えています。

例えば、診療放射線技師が行っている身近な“読影の補助”には、医師に対して、追加の撮影や、その逆で、不要な検査の取り止めを進言することが挙げられます。しかし、追加撮影や検査の取りやめが本当に患者さんのためになったのか、それを検証している施設は少ないと思います。多くの“読影の補助”に関する講演では、どんな所見が診療放射線技師によって見落とされずにすんだか、という点が強調されていますが、単に患者さんの被ばくを増やしたただけの場合も少なくないかもしれません。何かを医療の世界で公に実施するためには、その行為が真に患者さんのためになるという裏付けが必要になります。他にも「検像」がどれだけ患者さんの診断能の向上に役立っているのか、乳腺撮影における診療放射線技師のレポートが医師の見落としをどれだけ防いでいるか等、通常業務の範囲で行われている多くのことが、実は優れた能力を持つ診療放射線技師によって成り立っているにも関わらず、エビデンスが無いために正当に評価されていません。

この講演では、診療放射線技師による“読影の補助”の医療における重要性が世の中に認められ、また、医師にも許容されるためには、どのようなエビデンスが今後、必要となるのか、また、そのエビデンスを提示するためには、どのような研究が必要か、ということについて、臨床画像の評価という観点から、議論を進めようと思います。

研究倫理講習会

放射線技術学研究を進めるための研究倫理について

杉 森 博 行

日本放射線技術学会会員が行う学術研究および学会活動の諸行為についての倫理に関して、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省，平成26年12月発行）に準拠し，その適正を期することや会員に適用される行動規範を示すことを目的として倫理規定が制定され，我々はあらゆる場合において，患者やボランティア等の研究協力者の生命，健康，プライバシーおよび尊厳を守り研究を推進していかねばならない。

日本放射線技術学会総会大会・秋季大会では応募演題の倫理に関する質問に回答し，プログラム委員会倫理審査担当委員による審査が行われている。北海道支部においても第72回秋季大会より演題応募の際に本部演題募集に準拠した倫理に関する質問を設定し，本部倫理審査相談員講習会受講修了者3名による審査を開始した。北海道支部では会員へ研究倫理を広く理解いただくために今回，適切に放射線技術学研究を進めるための研究倫理について日本放射線技術学会が示す倫理規定の適切な取扱いのためのガイドラインを基に再確認し，施設倫理委員会例の提示や本学会で行われる研究を想定した例を挙げ解説する。